

宮崎県公報

平成27年4月13日(月曜日) 第 2683 号

発 峼 行

ED 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

頁

訓

○登録研修機関の名称又は所在地等の変更………(長寿介護課) 1

○宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令……(人事課) 2

○都市計画区域の変更・・・・・・・・・・・(都市計画課) 2

宮崎県告示第 273号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条 の規定により、登録研修機関の名称又は主たる事務所の所在地の変 更について次のとおり届出があった。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変更	更前	変更	* =		
名称	主たる事務 所の所在地	名称	主たる事務 所の所在地	変 更 年月日	
株式会社ヒ	宮崎市上野	アール・エ	宮崎市上野	平成27年	

ューマンコ	町4番7号	フ・グルー	町4番7号	2月17日
ール		プ株式会社		

宮崎県告示第 274号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条 第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の 登録をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録	事	業 所	登録特定行	登 録		
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務所 の 所 在 地	年月日	
451000154	特別養護老人ホーム 遊園 2 号館	都城市高野町2900番地	社会福祉法人莞爾会	都城市高野町2900番地	平成27年4月1日	
451000155	特別養護老人ホーム 遊園 2 号館(短期入)	· 1	社会福祉法人莞爾会	都城市高野町2900番地	平成27年4月1日	
451000156	特別養護老人ホームみ 延岡市岡元町 630番地 のり園ユニット館 1		社会福祉法人みのり会	延岡市岡元町 630番地	平成27年4月1日	

宮崎県告示第 275号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年4月13日から平成27年4月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	ДН ШВВЬЬ ОТНІ П		
番号	号 種 類		区間	供用開始の期日		
22	県道	東郷西	日向市東郷	平成27年 4 月13日		
		都線	町下三ヶ字			
			一松露1748			
			番1から同			
			市同町下三			
			ケ同字1748			
			番1まで			

宮崎県公報

宮崎県告示第 276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用 する同条第1項の規定により、昭和52年宮崎県告示第960号による 新富都市計画区域を次のとおり変更する。

平成27年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更に係る都市計画区域の名称 新富都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

宮崎県児湯郡新富町大字三納代字奥崎、字奥、字御抜田及び 字城ヶ下の各一部並びに大字上富田字田中後、字川原崎、字古 川及び字久保田の各一部並びに大字下富田字五丁田の一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

宮崎県児湯郡新富町大字日置字浜及び字池田の各一部並びに 大字三納代字比良、字奥崎及び字城ケ下の各一部並びに大字上 富田字井ノ木田及び字実元の各一部

訓

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第4号

本 庁 各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程(平成元年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に見げる相字な同志の改正後の欄に見げる相字に下絶ってまたらに改正する

		改正前			改正後					
	(表彰の種	重類)			(表章	彡の種類)				
	第2条 表章	彰は、功績表	彰、	社会貢献表彰及び永年勤続表彰とする	第2条	表彰は、	功績表彰、	職務精励表彰、	社会貢献表彰及びえ	永年
	0				勤続表	長彰とする) ₀			

2 [略]

(功績表彰)

第3条 「略]

2 功績表彰には、副賞として記念品又は賞金を付することができ る。

2 [略]

(功績表彰)

第3条 「略]

2 功績表彰には、副賞として記念品を付することができる。

(職務精励表彰)

第4条 職務精励表彰は、困難な職務に対し、献身的努力をもって 精励した職員等について、表彰状を授与して行う。

2 職務精励表彰には、副賞として記念品を付することができる。

<u>第5条~第11条</u> [略]

(表彰の内申)

第12条 所属長は、所属職員等で功績表彰、職務精励表彰又は社会 貢献表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰内申書(別 記様式) により、主管部局長を経由して、知事に内申するものと する。

第13条~第15条 [略]

別記様式(第12条関係)

[略]

次のとおり宮崎県職員表彰規程第12条の規定により内申し ます。

[略]

(注) 1 [略]

2 功績表彰、職務精励表彰及び社会貢献表彰にあ っては、業績を客観的に証する書類等を添付する こと。

第4条~第10条 [略]

(表彰の内申)

第11条 所属長は、所属職員等で功績表彰又は社会貢献表彰に該当 するものがあると認めるときは、表彰内申書(別記様式)により 、主管部局長を経由して、知事に内申するものとする。

<u>第12条</u>~<u>第14条</u> [略]

別記様式

[略]

次のとおり宮崎県職員表彰規程第11条の規定により内申し ます。

[略]

(注) 1 [略]

2 功績表彰及び社会貢献表彰にあっては、業績を 客観的に証する書類等を添付すること。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

公告

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分をした年月日
 平成27年3月25日
- 2 処分を受けた建築十
- (1) 氏名

花山 泰上

- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 一級建築士
- (3) 登録番号 宮崎県知事登録第5013号
- 3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年2月19日まで、花山建築設計事務所(宮崎県知事登録第6229号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分をした年月日
 平成27年3月25日
- 2 処分を受けた建築士
- (1) 氏名

久保 光憲

- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号

宮崎県知事登録第5348号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年2月19日まで、TOA設計(宮崎県知事登録第6350号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条第1項の規定により、

次のとおり建築士の処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日 平成27年3月25日
- 2 処分を受けた建築士
- (1) 氏名

加藤 信二

- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号

宮崎県知事登録第6441号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年2月27日まで、Smile Space Designer(宮崎県知事登録第a-5736号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 処分をした年月日
 平成27年3月25日
- 2 処分を受けた建築士
 - (1) 氏名

川上 敏生

- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号 宮崎県知事登録第6922号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号)附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに建築士法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年2月27日まで、トーエイ企画設計(宮崎県知事登録第a-6063号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第 202号)第10条第1項の規定により、 次のとおり建築士の処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

平成27年3月25日

- 2 処分を受けた建築士
- (1) 氏名

興梠 工

- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号

宮崎県知事登録第3036号

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省 令第61号) 附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定 により、平成24年3月31日までに建築十法第22条の2第2号に規 定する二級建築十定期講習を受けなければならないにもかかわら ず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を 受けた日の前日の平成26年2月27日まで、興梠建築設計事務所(大阪府知事登録第(い)第8585号)に属した。

このことが、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法(昭和25年法律第 202号)第26条第2項の規定により、 次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日
 - 平成27年3月25日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
- (1) 名称

花山建築設計事務所

(2) 所在地

宮崎市清武町今泉甲2700-1

(3) 開設者の氏名

花山 泰上

- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所 の別
 - 二級建築士事務所
- (5) 登録番号

宮崎県知事登録第6229号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

花山建築設計事務所の管理建築士である花山泰上が、平成27年 3月25日付けで宮崎県知事から建築士法第10条第1項の規定によ る戒告の処分を受けた。

このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第26条第2項の規定により、 次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

平成27年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日
 - 平成27年3月25日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
- (1) 名称

崎 県 公 報

TOA設計

(2) 所在地

日南市大字星倉1574-10

(3) 開設者の氏名

秋山 勝

- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所 の別
 - 二級建築士事務所
- (5) 登録番号

宮崎県知事登録第6350号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

TOA設計の管理建築十である久保光憲が、平成27年3月25日 付けで宮崎県知事から建築十法第10条第1項の規定による戒告の 処分を受けた。

このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

建築十法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定により、 次のとおり建築士事務所の監督処分をした。

平成27年 4 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日 平成27年3月25日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
- (1) 名称

Smile Space Designer

(2) 所在地

宮崎市大字熊野 488番地1

- (3) 開設者の名称及びその代表者の氏名 株式会社サトウ 代表取締役 佐藤 正純
- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所 の別
 - 二級建築士事務所
- (5) 登録番号

宮崎県知事登録第a-5736号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

Smile Space Designerの管理建築士である加藤信二が、平成27 年3月25日付けで宮崎県知事から建築十法第10条第1項の規定に よる戒告の処分を受けた。

このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

建築十法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定により、 次のとおり建築十事務所の監督処分をした。

平成27年4月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 監督処分をした年月日 平成27年3月25日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所

トーエイ企画設計

(2) 所在地

東諸県郡綾町大字入野4020番地イ号

(3) 開設者の氏名

川上 敏生

- (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所
 - 二級建築士事務所
- (5) 登録番号

宮崎県知事登録第a-6063号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

トーエイ企画設計の管理建築士である川上敏生が、平成27年3 月25日付けで宮崎県知事から建築士法第10条第1項の規定による 戒告の処分を受けた。

このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。